

E Xサービス運送約款の一部改正（利用設備変更に係る取扱いの変更に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第 15 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、E Xサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を2人以上と約定したE X運送契約にあつてはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。<u>ただし、エキスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約であつて、かつ、利用設備を普通車指定席と約定したものにに基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該E X運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であつて実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第 15 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、E Xサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を2人以上と約定したE X運送契約にあつてはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和6年5月22日から施行する。